

令和 2 年安曇野市議会 6 月定例会 追加提案説明書

令和 2 年 6 月 22 日

目次

報告第15号	1
報告第16号	2
議案第63号	3
議案第64号	4
議案第65号	8
議案第66号	9

報告第15号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について
本日提出、市長名でございます。
別紙をお願いいたします。

専決処分書

一日市場地区公民館の駐車場内における物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月15日付であります。

1 事故の概要

令和2年4月8日（水）午後1時15分頃、狂犬病予防注射接種実施時に、突風により案内看板が飛ばされ、関係車両のバックドア及びリアバンパーに損害を与えたものである。

2 和解及び損害賠償の相手方

安曇野市内在住者であります。

3 和解の内容及び損害賠償の額

本事故の原因は、案内看板を設置した時に重石等で固定しなかったことによる。本事業は、市主催事業であることから安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、物損損害賠償金として147,323円を支払う。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

以上でございます。

報告第16号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について
本日提出、市長名でございます。
別紙をお願いいたします。

専決処分書

上原北教職員住宅駐車場における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めること
について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。
令和2年5月21日付であります。

1 事故の概要

令和2年3月31日午後2時頃、損害賠償請求者が運転する車が、上原北教職員
住宅駐車場内に設置されていたグレーチングが跳ね上がった事により、車両下部
を損傷したものであります。

2 和解及び損害賠償の相手方

飯田市内に在住されている方です。

3 和解の内容及び損害賠償の額

本事故の原因は、施設管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を
100%とする。

よって、安曇野市は本件事故の相手方に対し、損害賠償金として10,700円を支
払う。

なお、本事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何ら
の債権債務がないことを相互に確認する。

以上でございます。

議案第 63 号

「安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

提案の理由でございますが、去る 5 月 21 日に市立堀金認定こども園において個人情報に記載された公文書の紛失、また、6 月 2 日には安曇野市穂高会館において釣銭用現金として事務室内で保管していた公金 2 万円を紛失するという事案が発生しました。

公文書及び公金の管理に問題があったと考え、警察署へ紛失届、被害届を提出するとともに、発生原因を調査、確認しているところです。

そうした中、市民の皆様、関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしたことから、再発防止の取組みを全職員で行うとともに、特別職の給料の減額を決定したものでございます。

条例改正の内容は、令和 2 年 7 月の特別職の給料月額を減額するため、附則に加えるものであります。

それでは、改正内容でございます。

附則第 12 項は、市長の給料月額を 10%減額するものであります。

附則第 13 項は、副市長の給料月額を 5%減額するものであります。

附則第 14 項は、教育長の給料月額を 3%減額するものであります。

この条例は公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 22 日 提出 市長名であります。

(本日提出)

議案第 64 号

令和 2 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

（補正予算の要旨）

今回の補正は、5 月 25 日の緊急事態宣言の全面解除を受け、新型コロナウイルス感染拡大対策として、冷え込んだ地域経済の活性化に寄与するもの、また市民生活支援に関するものなど、現時点において優先的に取組みが必要なものに対する補正予算について、お願いするものであります。

それでは議案書によりご説明いたします。

（提出議案の説明）

令和 2 年度安曇野市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ 6 億 3,700 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 541 億 7,000 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

款・項別の金額や主な増減要素につきまして、2 ページからの第 1 表に沿ってご説明いたします。

[説明事項]

それでは、2 ページをお願いします。予算額の増減につきましてその主な内容を第 1 表「歳入歳出予算補正」でご説明いたします。

（事項別明細書は 10 ページ）

それでは、まず歳入であります。

13 款 分担金及び負担金 2 項 負担金は、943 万 6 千円の減額であります。

新型コロナウイルス感染拡大の対応として、市内認定こども園で

4 月～5 月に実施した登園自粛要請に伴い、実利用状況に応じた副食費、延長保育料、3 歳未満児の保育料の軽減によるものであります。

15款 国庫支出金 2項 国庫補助金は、8,212万6千円の増額であります。

新型コロナウイルス感染予防対策として、市内保育施設等への感染症対策用品購入に対する国庫補助金として「保育対策総合支援事業補助金」(820万円)を、また、児童扶養手当受給世帯等への生活支援策として、1世帯あたり5万円の支給など、ひとり親世帯への特別給付金事業に対する国庫補助金として「ひとり親世帯臨時特別給付金事業国庫補助金」(7,392万6千円)を計上するものであります。

16款 県支出金 2項 県補助金は、1億196万1千円の増額であります。

新型コロナウイルス感染拡大の経済対策として市が実施する、プレミアム付商品券事業及びホテル・ペンション宿泊補助券事業に対する県補助金として「地域支えあいプラスワン消費促進事業補助金」を計上するものであります。

19款 繰入金 2項 基金繰入金は、4億6,246万3千円の増額であります。

一般財源での財源調整として「財政調整基金繰入金」の増額であります。

21款 諸収入 5項 雑入は、11万4千円の減額であります。

新型コロナウイルス感染拡大での対応として、穂高幼稚園での登園自粛要請に対する給食費の実利用状況に応じた軽減によるものであります。

以上が歳入の概要であります。

つづきまして、3ページをお願いします。歳出であります。

事項別明細書は 12ページからであります。

主なものに限り、説明します。

2款 総務費 1項 総務管理費は、71万7千円の増額であります。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済支援として、上水道を利用していない井水利用者等へ、水道料金の1期2カ月分となる基本料金相当額の給付を実施する「飲用井戸利用者等支援給付事業」の新たな計上、また、感染拡大の対応として、職員のウェブ会議用機器の備品購入費などが、主なものであります。

(事項別明細書は 14 ページ)

3 款 民生費 は、8,686 万 1 千円の増額であります。

主な項目としては、2 項 児童福祉費で、8,215 万 8 千円の増額であります。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済支援として、児童扶養手当受給世帯等に対し、1 世帯につき 5 万円、さらに第 2 子以降、1 人につき 3 万円などの給付を実施する「ひとり親世帯臨時特別給付金事業」の新規計上などが主な増額であります。

(事項別明細書は、18 ページ)

6 款 農林水産業費 1 項 農業費は、350 万円の増額であります。

新型コロナウイルス感染拡大における農家への経済支援として、農産物の独自販売ルートの開拓を支援し、通販サイトの出店手数料を補助するものとして「消費拡大対策事業」を増額するものであります。

(事項別明細書は、20 ページ)

7 款 商工費 1 項 商工費は、5 億 4,592 万 2 千円の増額であります。

新型コロナウイルス感染拡大の経済支援として、中小企業などへ制度資金を融資し、その保証料について補助するため「市制度資金貸付事業」の増額や、30%分のプレミアム付商品券を販売するための経費、及び既に実施している休業要請協力金の交付対象である飲食店等以外のサービス事業者に、感染拡大防止対策協力金として 1 事業者あたり 10 万円を交付する事業経費など、「新型コロナウイルス感染症対策事業」の増額、また、ホテル・ペンションなどの宿泊施設に対し、宿泊客への宿泊補助券を配布する「新型コロナウイルス感染症対策宿泊施設関連支援事業」を新たに計上するものであります。

(事項別明細書は、22 ページ)

10 款 教育費 4 項 幼稚園費は財源振替のため、補正額はありません。

新型コロナウイルス感染拡大対応として、穂高幼稚園の登園自粛要請期間における給食費を実利用状況に応じ減額したことによる一般財源への財源振替であります。

以上が歳出の概要であります。

続きまして、一般会計全体における職員給与関係の補正内容についてご説明します。24 ページをご覧ください。

一般職の給与費における報酬について、ひとり親世帯臨時特別給付金事業の給付業務など、パートタイム会計年度任用職員分として 291 万 9 千円の増額、また、職員手当については、同給付業務による職員の時間外勤務手当の計上により、52 万 1 千円の増額となり、合せて 344 万円の増額補正となります。

以上が令和 2 年度一般会計補正予算（第 3 号）の概要であります。

議案第65号

損害賠償の額を定めることについて、ご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、公用車事故に係る損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

1 損害賠償の相手方

市内法人であります。

2 事故の概要

平成30年6月12日、安曇野市豊科光、国道19号光橋東交差点北において、信号が赤になったことで停車寸前の相手方車両の後方に公用車が追突したことによる自動車事故です。

3 損害賠償の額

本件事故の原因は当市運転者の不注意であり、安曇野市の過失を100%とする。よって、安曇野市は本件事故の相手方に対し損害の解決金として1,584,196円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本日提出、市長名でございます。

議案第 66 号 令和 2 年度安曇野市立小学校電子黒板等購入に係る売買契約について、ご説明いたします。

令和 2 年度安曇野市立小学校電子黒板等購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的	令和 2 年度 安曇野市立小学校電子黒板等購入
2 契約の方法	指名競争入札
3 契約金額	51,150,000 円
4 契約の相手方	安曇野市穂高 5746-8 サスナカ通信工業株式会社 安曇野営業所
	はんど てるひさ 所長 半戸 照久

本日提出 市長名 であります。